

令和7年3月3日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立大山小学校
校長名 杉山 浩規 印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

- 健康で明るい子（たくましい体としなやかな心）
◎よく考えずすんで学習する子（予測する力・挑戦する力・省察する力）
心豊かに助け合う子（感謝の心と利他的精神）

児童が学校教育活動を通してたくさんの人々と関わる中で、それぞれのウェルビーイングを高めていくとともに、「児童がしあわせに楽しく過ごせる学校」を創る。そのためには、①児童自身が自分で物事をよく考え、前向きに実行・実現していくこと、②多様性を認めて、日々関わる全ての人々を大切にすること、③自分の中に自分で「やさしさとしなやかさ」を育てていくことの3つが重要である。さらに、立川市教育委員会の重点課題である学力向上・体力向上・特別支援教育の充実を推進することを通して、児童の問題解決能力と生きる力を育成し、立川第五中学校区内での小中連携教育の活性化及び地域学校協働本部の理念に則り、コミュニティ・スクールとして、地域と協働して充実した多彩な教育活動を展開していく。

(2) 学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

「皆で成長し 皆が幸せになる 未来志向 大山小学校」のスローガンのもと、あらゆる事態に臨機応変に対応できる創造的で柔軟な学校経営を行うとともに、本校に関わる全ての人々の英知を結集し、「オール大山」体制で教育目標の実現を図っていく。

ア 【健康で明るい子】を育成するために

- ・保護者・地域・地域学校協働本部等の協力を得て、健康の保持・増進、食育推進、安全教育の充実等、様々な体験的活動を積極的に実施することを通して、児童の心身の健康や体力の向上を推進する。

イ 【よく考えずすんで学習する子】を育成するために

- ・高学年教科担任制、1年生～4年生における交換授業を実施することで、全ての児童を全ての教職員が目で見守り育てていくとともに、地域とともに歩む開かれた学校づくりを実現するため、各分野の第一線で活躍する外部人材等、常に新しい風を取り入れ、学校の教育力をあらゆる方向から多角的に高めていく。
- ・全ての児童に確かな学力を身に付けさせるため、ユニバーサルデザインの考えに基づいて教室環境を整えるとともに、児童一人一人の学びの状況を適切に把握することを大切にする。また、授業における「考える」「表現する」「共有する」「振り返る」4場面の展開を軸にした指導方法の工夫・改善を通して、全教科において、児童が主体的に楽しく学ぶことができる授業の実施を目指す。
- ・一人1台のタブレット端末を学校における教育活動や家庭学習において、日常的に使用する学習ツールとして効果的に活用することを通して、児童の主体的・対話的で深い学びの推進へとつなげていく。
- ・次代を担う教員の育成を通して、本校全教員が自らの指導力を磨く機会にするとともに、学校組織のさらなる活性化と成長へとつなげていく。

ウ 【心豊かに助け合う子】を育成するために

- ・青少年赤十字活動を推進し、障害のある人への理解を深め、ボランティアマインドを醸成するとともに、これまでの地域社会との協同的実践の取組を活かし、共生社会の実現や地域社会の発展、世界平和に貢献するような大志を抱くことができる児童を育てる活動を行う。
- ・立川市子どものいじめ防止条例及び大山小いじめ防止対策基本方針に則り、「いじめを生まない学校」を目指し、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教員による全校児童の情報の共有化を推進し、組織的に即座にいじめの解決を図る校内体制の一層の整備を推進する。さらに、不登校傾向のある児童に対する校内相談体制の充実を図るとともに、生活指導主任及び特別支援教育コーディネーターを核に外部機関と連携して、児童が学校に安心感をもって登校できるよう学校体制を整える。
- ・合理的配慮に基づいたインクルーシブな学びの環境を整えるとともに、児童一人一人の特性に応じた効果的な指導を行い、社会性の伸長を図るとともに、特別支援教室拠点校及び自閉症・情緒障害特別支援学級設置校としての強みを生かした指導や教育相談体制を充実させる。

エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ・児童の学習活動が安全に実施できるよう教育委員会や関係諸機関と連携するとともに、自治連砂川支部や、大山自治会を中心とした地域とのコミュニケーションを緊密にして、更なる教育活動の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導提要进行を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

ア 各教科

- ・学力調査等の結果分析に基づき、個々の学び残しやつまずきに対して個に応じた指導の充実を図る。
- ・高学年における教科担任制の実施を通して、児童と教員双方が成長できる共有活動を推進する。
- ・学習活動全体を通じて、児童が学習の主体者となる「学びの構造転換」を実施していく。また、児童が他者との意見交流を通して自己の考えを深めたり、表出させたりするとともに、協働的な学習を通して、主体的かつ創造的に児童が生きるための資質や能力の育成を全教職員が一丸となって図っていく。
- ・ICT 機器やタブレット端末の効果的な活用により、学習情報を視覚化・焦点化することで、児童の考えを全員で共有するとともに、どの児童にとっても分かりやすく誰もが意欲的に楽しみながら参加できる授業を推進していく。また、出前授業を通じたプログラミング教育の一層の推進を図る。
- ・東京都統一体力テストの分析に基づいた年間指導計画を通して、体育科の授業改善に努め、体力向上を図る。一校一取組運動である年間2回の体力向上旬間において、体力向上の取組や異学年交流を活発に行う等、全校体制で取り組む。また、食育の年間指導計画を基に学習内容を充実させて、健康教育を推進する。
- ・読書推進担当や図書館支援員を活用し、年2回の読書旬間や様々なジャンルの読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等を定期的に行うことにより、児童がより読書に親しみをもち、主体的な読書活動へとつなげていく。

イ 特別の教科 道徳

- ・児童が多様な道徳的価値について、より自分の事柄として捉え、よく考え、更に自分の考えを深めていくために、意見交流や議論をする活動を取り入れた年間指導計画や評価計画の作成を推進する。
- ・「特別の教科 道徳」の時間を核として、青少年赤十字活動や全教育活動を通じた体験的な活動で培った多様な価値観を児童に育むとともに、他のために貢献できる利他的精神を高める。
- ・道徳授業地区公開講座では、保護者や地域の方々とともに、命の大切さに関わる体験的活動に取り組む。9月の「自殺防止月間」には、児童の発達段階に応じて自他の命を大切にすることを重点的に指導する。また、SOS の出し方に関する教育を推進し、自殺防止や自他の命を大切にすることを育てる。

ウ 外国語活動・外国語

- ・全ての児童が英会話や様々な体験活動を通して、話すことや聞くことを楽しみながら学ぶことで、英語に対する興味・関心を高めさせるとともに、英語のコミュニケーション能力の素地を育成する。
- ・東京都の「校内研修ハンドブック」や校内英語村活動等の体験活動を通して、教員の指導力向上を図ること、児童の外国語に対する興味・関心、活用能力の向上につなげていく。

エ 総合的な学習の時間

- ・「環境」「情報」「地域との触れ合い（地域体験学習）」「福祉・障害者理解」を中心として、学年の発達段階に応じた学習内容を創意工夫し、児童がより身近な課題として捉えられるようにするとともに、児童の探究的な学習や問題解決的な学習の推進を通して、自らの生き方を考えることができるようにする。
- ・学校2020レガシーの理念を踏まえ、障がいのある人への理解、豊かな国際感覚の育成、基礎体力向上に向けた取組、バリアフリー社会・ダイバーシティの推進等、外部講師の活用を通して実施する。
- ・協働的な社会の一員として、よりよく生きていく力を育成していくために、青少年赤十字活動や防災教育プログラム等の学習を通して、身近な社会貢献活動に取り組み、自他の命と健康を大切にして社会に役立つとする意識を高める。また、健康安全、奉仕、国際理解・親善に関する実践を通して、世界の人々との友好親善の精神を醸成し、誰の心の中にもある「やさしさ」や「思いやり」の心を引き出し、「気づき、考え、行動する」児童を育成する。

オ 特別活動

- ・学級活動や児童会活動・クラブ活動においては、児童の意欲や自主性を大切にし、自己有用感を養うことを通して、自らの学校生活をより豊かにしようとする精神や考えを育てる。
- ・たてわり班活動、全校遠足等の異学年交流や活動を共にする取組により、児童が集団の一員としての自覚をもち、多様な考えを受け入れる力を実践的に高め、思いやりの心をもって協力できる児童を育てる。
- ・全校の取組である「挨拶運動」「一円玉募金」「ペットボトルキャップ回収」等の活動では、各委員会を中心にして、児童自らが主体的に行う活動を推進し、校内に利他的精神の尊さを広げていく。

カ 立川市民科

- ・地域を教材とした課題を設定し、その解決に向けて体験や交流、情報の収集と分析、意見交換や協働を基本とした学習を進めていく。
- ・身近な地域・社会のためにできることを児童に考えさせ、それを伝えたり行動に移したりできるような「社会参画」「社会貢献」の意識や態度を育む。
- ・立川シビックプライドや救急救命講習等の活動を通して、立川市や地域を愛する気持ちを育てる。

(2) 特色ある教育活動

- ・自治連砂川支部や大山自治会を中心とした地域とのコミュニケーションを緊密にし、地域の方々やその道のプロの方々との交流等、更なる教育活動の充実を図る。
- ・小中連携教育を推し進めるため、立川第五中学校、第九小学校、上砂川小学校と連携し、児童生徒間交流・学校相互訪問を一層進めて、地域の未来を切り拓く児童の育成を図る。また、幼保小連携においては、全体計画に基づき、スタートカリキュラムの充実を図るとともに、近隣の保育園との互恵性のある保小連携を推進する。
- ・副籍制度を活用した交流活動を実施し、教員・児童・保護者の特別支援教育に対する意識を高める。
- ・日本漢字能力検定、実用英語技能検定、計算能力検定を実施することを通して、児童の学びの成果を客観的に確認するとともに、資格取得を通じた児童の学習意欲の喚起及び学力向上へとつなげていく。

(3) 生活指導

- ・「姿勢、挨拶、笑い、整頓」の「しあわせの風」推進運動を全校で進め、児童が健やかな学校生活を送れるよう、全校体制で取り組む。また、児童が自ら挨拶ができる学校づくりを実現するために、毎月「挨拶週間」を設けることで、挨拶あふれる学校づくりを推進する。
- ・立川市子どものいじめ防止条例及び大山小いじめ防止対策基本方針に基づき、週2回の生活指導・特別支援打ち合わせや学校いじめ対策委員会の実施、児童情報のデータベース化、いじめアンケートの有効活用により、確実に情報の共有化を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図れるよう組織的に対応をする。併せて、生命尊重の意識を育み、自殺防止にも取り組む。また、不登校児童への対応として、小規模校の利点を活かした高学年教科担任制や交換授業の積極的な実施を通して、全ての教員が目全ての児童を見守り、児童の心に寄り添った体制を構築する。
- ・「時間を守る」「人の話をきちんと聞く」「お互いの違いを認め合う」ことを生活指導の柱にするとともに、自ら考えて行動できる児童の育成を図るとともに、「あいさつ」「靴箱の整頓」「話の聞き方」「呼称」等に関する「生活のきまり」「学習のきまり」に基づき、校内で共通の指導方針で全校児童への指導を行う。
- ・スクールカウンセラー、巡回心理士、子ども家庭支援センター、児童相談所、青少年委員、民生委員、保育園、幼稚園、警察、医療機関等、関係諸機関との連携を密にし、児童の健全育成を推進する。
- ・毎月の安全指導や自転車安全利用講習等により、交通安全に対する児童の意識を高め、実践する力を付ける。また、学校安全計画に基づき、組織的に安全点検を行い学校における安全にかかわる取組を推進する。
- ・地震や火災、不審者対応等を想定した避難訓練について、現実的に起こり得る様々な状況や時間帯を設定し「自分の身は自分で守る」という前提に基づいた指導を徹底する。
- ・外部機関と連携して、セーフティ教室、薬物乱用防止教室、SNS ルール徹底教室等を開催し、全校児童で薬物やその他の犯罪の危険性について理解を深めるとともに、保護者・地域の方々と連携して、児童自ら犯罪から身を守ろうとする態度を育成する。
- ・年間を通じた保健指導や保健だより等による健康教育の啓発により、学校・保護者・地域が一体となって児童の保健についての理解を深め、児童の健康を守ろうとする学校環境づくりを推進する。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に全教職員で児童に関わるとともに、特別支援教育校内委員会を定期的に開催し、教育相談体制を充実させて児童理解の深化を図り、組織的・計画的な指導を行いながら、児童を支援していく機能的な校内体制を構築する。
- ・一人ひとりの児童の実態に応じた個別指導計画、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を作成し、全教職員の共通理解に基づき、スクールカウンセラー及び家庭と子どもの支援員等との連携を通して、個に応じた適切な支援を行う。
- ・特別支援教室専門員、学校支援員、介助ボランティア等と協働して、児童の自立に向けた具体的な支援を行う。また、保護者、スクールカウンセラー、巡回心理士、医師、子ども家庭支援センター等の関係諸機関と連携しながら、より多くの視点で児童の確かな成長を育む温かい教育支援体制を構築する。

(5) 進路指導

- ・全教育活動において、一人ひとりの個性や適性を把握し、自らがよりよい生き方を選択し自己実現が図れるよう、生き方や進路にかかわる教育内容の充実を図る。
- ・社会で活躍する外部講師招聘によるキャリア教育等を通じて、児童が主体的に進路を選択する能力を養い、よりよい人生を送る上での自己実現を求める態度を育成する。
- ・「生き方を学ぶ教育活動」の一環として、保育園等の近隣校や様々な社会施設との交流活動を実施し、働く意義、充実感、工夫・苦労等を体験的に学び取る機会を設定することで、児童一人ひとりが将来どんな職業に就き、どのような人生を歩みたいのかについて、自己の将来に対するビジョンを深めさせる。
- ・自己を見つめ、自分らしい生き方を実現しようとする態度を育成するために、児童の発達段階に応じた計画的・継続的な指導を行うよう努める。また、「立川夢・未来ノート」を活用した授業を年間計画に位置付け、効果的な活用をしていく。